

Title	唐代士人の郡望について
Sub Title	On the "Chun Wang" (郡望) of the Gentry in T'ang Dynasty
Author	竹田, 龍兒(Takeda, Ryuji)
Publisher	三田史学会
Publication year	1951
Jtitle	史学 Vol.24, No.4 (1951. 4) ,p.26(466)- 53(493)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19510400-0026">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19510400-0026</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 唐代士人の郡望について

竹 田 龍 兒

### (一)

顧炎武に裴村記と題する一文がある。彼が山西省聞喜縣なる裴氏の故郷に遊んでその唐と存亡を共にせるに感じて作つたもので、その冒頭に左の如く記している。

余、聞喜縣の裴村に至りて晉公の祠に拜キョウづ。其の苗裔を問ふに尙ほ一二百人ありと。釋來して陪拜する者もあり。出でて官道の旁に至りて唐時の碑を讀むに、其の譜牒世系を載せたり。隴に登りて望めば十里の内、邱墓相連り、その名字官爵の攷ふべき者なほ百數十人あり。蓋し近古、氏族の盛なること唐に過ぎたるはなく、而して河中は唐の近畿の地たり。其の地は重くして族は厚く、解の柳、聞喜の裴のごときは皆數百年を歷任して冠裳絶えざりき。<sup>(1)</sup>

河東の裴氏といへば魏晉以來名族として聞えた家柄で、唐書の宰相世系表に記すところによれば裴氏が安邑から聞喜の地に移つたのは後漢の安帝順帝頃であつたらしい。史姓韻編の裴の條をみると河東聞喜の裴氏は魏志に裴潛の傳が存するのを始めとして隋唐五代に至る歴代の正史にその名を留めている者は實に數十人の多きに達している。<sup>(2)</sup>

河東の裴氏の聲望は唐代においても少しも衰へなかつたばかりか益々旺なるものがあつた。張九齡の侍中兼吏部尙書裴光庭神道碑には

魏晉の際に在りて人物の傑れたる瑯琊の王氏と相敵し、時人之を八裴八王と謂へり。<sup>(3)</sup>  
と言ひ、權徳興も河東裴府君神道碑の中で次の如く記している。

河東に裴氏在り魏晉より今におよぶまで忠賢輩出し士林以て領袖となす。<sup>(4)</sup>

そこには多少の誇張はあるにもせよ、これを以て單なる諛墓の文とのみ評し去らうとする人がありとすればそれはいさゝか酷に過ぎると言はねばなるまい。

それはとも角として、河東の名族裴氏は漢魏以來千數百年の久しきにわたつて墳墓の地を守り續けてきたといふ事實が顧炎武によつて報告されているのである。河東の裴氏と雖も一族のすべての者が曾て祖宗の地を離れて生活したことなく、悉くが本貫においてその生涯を終へた譯では決してなかつた。族人中には仕官その他の理由によつて生活の本據を他に移すに至つたものが必ずや尠くなかつたに相違ないのである。それにしても裴氏の如き事例は果して古來中國にも數多く存するのであらうか。筆者は寡聞にして殆んど類例を知らないばかりか近世の族譜類を繙いてみてその遷徙のはげしさに寧ろ驚いている位である。仕官やその他の目的で家郷を離れて他郷に寄寓しているうちにそのまゝそこに根を生して了つたといふ例は早くからあり、唐代あたりでは屢々見られるところであつた。魏晉以來の世族にしてすでに唐代には墳墓の地を去つて、本貫までも他に移したものが尠くなかつたやうに認められる。

(二)

永嘉の亂に北支那の漢族は大舉して難を江南に避けたがその中には多くの名族も含まれていた。彼らは本貫を播越して江南に流寓する身でありながら、いつかは本貫に還らんことを期待して容易に現地の籍に編附されるを肯ぜず飽くまでも本郡の戸籍を主張し續けていたことが晉書の范甯傳に見えている。<sup>(5)</sup>

この四世紀の初頭における人口の大移動は中國史上空前の出來事である。その中國の歴史及び文化に及ぼした影響は頗る大なるものがあつただけに、これに關する先人の研究も可成りよく備つていて最早贅言を必要としない。<sup>(6)</sup>

晉の南渡以後唐末に至るまでの間にも安史の亂の際のそれを始めとして戸口の流亡や移動は常にみられた。しかしこゝで考察の對象として取上げようとするのはいつの世にも爲政者をしてこれが對策に苦慮せしめていたところの流民群についてではなくして、士族の本貫と現住地との問題についてである。

賈至の「議楊綰條奏貢舉疏」なる文章によれば唐代の士族の多くは既に前代以來他郷の人となつていたことが傳へられてゐる。曰く

典午(司馬晋を指していふ)覆敗し、中原板蕩してより、戎狄華を亂り、衣冠は遷徙し、南北分裂して人多く僑處せり。聖朝一たび區宇を平かになせども尙ほ復た因循し、版圖は則ち張れども閭井は未だ設けず。士の郷土に居るものは百に一二なく、官族に因縁して所在に耕築し、地望は數百年の外に繫ツキけども而も身は皆東西南北の人なり。<sup>(7)</sup>

魏晉以來北支における代表的名族として自他共に許していた崔・盧・李・鄭の諸族に關しても通鑑には次の如く見え

ている。

好みて自ら地望を矜り、累葉陵夷すと雖も苟くも他族ともに昏姻を爲さんと欲すれば必ず多く財幣を責め、或は其の郷里を捨て而も妄りに名族を稱し、云々<sup>(8)</sup>。

これは太宗の貞觀十二年（六三八年）の話であるが、かの天寶十四載から八年間にわたつた安史の大亂は北支人口の大量の移動を惹起しその結果は晉の南渡につぐ第二次の文化の南遷となつたと稱せられる<sup>(9)</sup>。この動亂に難を避けて諸方に流寓した人々が如何に夥しい數に上つたかは劉秩が次の如く述べているところからも容易に推察することが出来る。

兵興りてより以來、士人多く郷土を去り、既に難を避くるに因りて所在に寄居せり<sup>(10)</sup>。

七年（八三三年）に六十六才で歿した博陵の崔玄亮の墓誌が存してをり、それによると、

と。白樂天の文集に文宗の太和公は濟源<sup>(河南省濟源縣)</sup>に田あり、洛下に宅あり。…公のまさに終らんとするや諸子に遺誠

しぬ。其の書の大略に云ふ…天寶より已還、山東の士人みな兩京に改葬し便近を利となすも唯わが一族のみは今に至るまで遷さず。我歿<sup>歿</sup>からば宜しく全を滏陽<sup>(河北省磁縣)</sup>の先塋に歸して首丘の義を正すべしと<sup>(11)</sup>。

とあつて、山東の士人らは早くから長安や洛陽に居を移してをつたが、天寶以後に及ぶと墳墓までも兩京附近に移すに至つたことが知られる。かやうな有様では從來の地方の名門勢族と郷里との關係は殆んど名のみとなつて了つていたとしか考へられない。

例へば柳宗元の如きにしても舊唐書の傳などには彼を河東の人として記してをり、その文集は「柳河東集」とも稱せられなどしているが、彼は「送獨孤申叔侍親往河東序」なる文章の中で自ら

河東は古のわが土なり、家世遷徙して能く緒に就くなし  
と記しているまでに河東なるその故郷との關係は甚だ薄らいで了つていたものゝ如くである。

韓愈は「送楊少尹序」において

中世の士大夫は官を以て家となす。罷むれば則ち歸るに所なし。楊侯は始めて冠して其の郷に舉げられ、鹿鳴を歌ひて來りしなり。今の歸るや、その樹を指して曰はん、某の樹はわが先人の種えし所なり、某の水、某の丘はわが童子たりし時に釣遊せし所なりと。郷人敬を加へざるは莫く、子孫を誡めて、楊侯が其の郷を去らざるを以て法と爲さん。古の所謂郷先生の没して社に祭る可き者とは其れ斯人に在るか、其れ斯人に在るか。<sup>(12)</sup>

と、當時における官吏の生態の一端を傳へてくれている。これによると唐代の士人達は官吏となつて浮草稼業を營む間に然るべき土地を物色して置いて、退官後そこで余生を送り、子孫も自然郷里には歸らず、やがてこゝに本貫を移すことが多かつたらしい。現に韓愈の従弟（叔父紳卿の子）で虢州の司戸であつた岌が退官後そのまゝ任地に住みついて了つたことがその墓誌に見えてゐる。<sup>(38)</sup>

楊炯や張九齡の文集の中にも、その時代は判然としないが、やはり仕官の關係上生活の本據を他に移すに至つた例が散見している。試みに楊盈川集から二例だけこゝに紹介して置く。

君、諱は則、字は弘規といひ、其の先は渤海の人なり。後代、官に困りて遂に涇州の定安縣に家す。<sup>(14)</sup>

君、諱は通、字は某といひ、其の先は沛國譙の人なり。近代、官に困りて遂に瓜州の常樂縣に居る。故に今は縣人たり。<sup>(15)</sup>

唐代に入つて後、士人の本貫を去つて京師等に移り住むものが多くなつたが、それは一體何に基くのであらうか。その原因の一として選舉制度の改革を擧げることが出来る。即ち通典に

隋氏中正を罷めてより、擧選は郷曲に本づかず。故に里閭に豪族なく、井邑に衣冠なく、人は土著せずして京畿に萃り處る。<sup>(16)</sup>

とある如く、國家試験制度が施行されるやうになつた結果、從來地方に在住していた士族の子弟らが相携へて出京し、そのうちの或者は首尾よく試験に合格して任官し、或る者は打續く失敗にもめげず飽くまでも初志を貫徹すべく踏み留り、また中には小説李娃傳の主人公たる滎陽の鄭生と同じやうな道を歩んだものもあつたであらうことが想像せられる。

### (三)

以上に述べたところによつて、唐代の士人は既に一再ならずその居住地を變更していたことが明かになつたと信ずる。しかもそれは單なる寄留ではなくて本籍までも移している場合が多かつた如くである。

ところで唐代の小説や隨筆、さては碑誌行狀の類などを讀まれた方は必ずや主人公の姓名や字と並んで常にその人の出身地と覺しい地名が併記されているのに氣附いてをられることだらう。例へば

- (A) 博陵の崔護は資質甚だ美にして孤潔合ふこと寡し。進士に擧げられて下第す。(本事詩情感第一)
- (B) 滎陽の鄭德懌、かつて獨り馬に乗る。一婢の姿色甚だ美なるに逢ふ(靈鬼志)

(C) 貞元中、范陽の盧頊錢塘に家す。妻は宏農の楊氏なり(尸媚傳)

(D) 故に天下之を文伯と謂ふ、集二十卷ありて代に行はる。藝文の士の若きは公に遭いて盛名を發揚せられ朝廷に比肩せり。則ち故中書舍人吳郡の朱巨川、中書舍人渤海の高參、今の尙書左承天水の趙璟、職方員外郎知制誥博陵の崔元翰、考功員外郎潁川の陳京、禮部員外郎北海の唐次、蘇州の刺史高陽の齊抗あり、その章章たる者なり。<sup>(17)</sup>

以上は何れも所謂郡望を人名の上に冠した例であるが、碑誌などではむしろ

君、諱は翰、字は叔清、博陵安平の人なり。<sup>(18)</sup>

君、諱は伯康、字は士豐、隴西成紀の人なり。<sup>(19)</sup>

といふ形式の方が一般的である。

では右に見た如き唐代の小説や碑誌類に記されている地名は一體その人の現住地なのだらうか、それとも出身地乃至は出生地を意味するものなのだらうか。實はその何れでもなくして、これこそ所謂郡望に他ならないのである。郡望なるこの語は他に適當なシノニムが見當らないので今は假りに「昔の本籍地」とでも言つて置こう。

劉知幾は史通の邑里篇の中で當時における郡望の使用に關して

作者人のために傳を立つるもの毎に某は某所の人なりと云ひ、其の地は皆舊號を取りて之を今に施せり。

と述べ、更に自ら次の如く注を加へている。

近代の史、王氏の傳をつくりて瑯琊臨沂の人なりと云ひ、李氏の傳をつくりて隴西成紀の人なりと曰ふの類これなり。たゞに王李二族久しく本居を離れるのみにあらず、亦當時よりして此の郡縣なく、皆これ晉魏已前の舊名號な



り。

換言すれば當代の士族達は瑯琊の王氏だの隴西の李氏だのと稱してはいるものゝ現在實際に瑯琊や隴西に住んでゐるわけではなく、また瑯琊にせよ隴西にせよいづれも前代の郡名で、今日ならば當然沂州とか秦州とか稱すべきであつて、今日最早何ら直接の關係などありそうもない郡望をいつまでもかつぎ廻るのはアナクロニズムも甚しいといふのである。彼は史官として在職中ひたすら自説に忠ならんと欲したが俗論に壓へられて果たし得なかつた經緯を次の如く記している。

時に國史を修し、予配せられて李義琰傳を纂む。琰は魏州昌樂に家ることすでに三代を経たり。因りて義琰は魏州昌樂の人なりと云へり。監修者大いに笑ひ以て深く史體に乖くとなし、遂に李氏の舊望に依りて改めて隴西成紀の人となせり。

唐書の傳によれば彼は武后の長安中に朱敬則、徐堅・吳兢らと唐書八十卷を撰したとあるから、右の事實は恐らくその時のことでもあらう。因みに李義琰は高宗時代の宰相たりし人で兩唐書に傳があり、舊唐書には

魏州昌樂の人。常州の刺史玄道の族孫なり。其の先、隴西より山東に従り、世々著姓たり。<sup>(20)</sup>

とあり、唐書にも

魏州昌樂の人、其の先は隴西の望姓に出づ。<sup>(21)</sup>

とあつて、何れも劉知幾の主張通りになつてはいるが、やはりその家系が隴西の李氏から出ていることを附記するのを忘れていない。

太平廣記にも李義琰に關する記事が二三見えてゐる。そのうち一つは武德五年に李義琛と義琰と三從弟の上徳と同年に三人進士となる。義琛らは隴西の人にして世々鄴城に居る。<sup>(22)</sup>といふのであり、他は

唐の隴西の李義琰は貞觀年中に華州の縣の尉たり。此の縣にて忽ち一人を失ひ所在を知るものなし、其の父兄、一隣家の害する所となりしならんを疑ひ縣に詣りて陳情す云々。<sup>(23)</sup>

といふのがそれで、この兩者によつて當時彼が世間では「隴西の李義琰」で通つていたこととを知るに足る。

(四)

唐代においては碑誌や行狀などには殆んど慣例的に郡望が使用せられ、さうすることが恰も故人やその家族に對する儀禮でもあつたかの如き感を與へられるのである。しかも郡望は必ずしも他人によつてのみ使用されるものとは限らず、士人自らも盛んにこれを稱してをつた。韓愈が自ら「昌黎の韓愈」と稱し、後人がそれに基いて彼の文集を「韓昌黎集」と呼んでゐる如きはその著しい例である。<sup>(24)</sup>

李白も「上荊州書」の中で「白は隴西の布衣」と號し、「贈張相鎬二首」においては「家はもと隴西の人、先は漢の邊將たり」とも言つてゐる。太平廣記の中にいさゝか極端ではあるが當時における士族意識の片鱗を窺ふに足る次の如き興味ある一文が存する。

李積は酒泉公義琰の姪孫なり。門戸は第一にして清名あり。常におもへらく爵位は族望に如かずと。官は司封郎中懷

州の刺史に至りしも、人に與ふる書札には唯だ隴西の李積と稱するのみなりき。<sup>(25)</sup>

これを讀むと所謂「近世の新族」新興官僚どもはしきりと官爵なんぞを有難がつてゐるが、そんなものは家柄の高貴なのに較べれば一體何だ。當世の成り上り者なんかとは一緒にして貰ひ度くないものだといつた門閥貴族の思ひ上つた氣持が感じられると共に、他方では時勢の推移を白い眼で眺めてゐるやうな態度も窺はれて甚だ面白い。

ところで敘上の如く本人も自稱し世間でもどうやら認めていたらしい當時の士族の郡望なるものが、果してどこまで信を置き得るかどうかといふに至つては可成り疑問と言はざるを得ない。

唐室自らは隴西の李氏と稱してゐるけれどもその到底信じ難いことは陳寅恪氏らの既に論證されてゐるところであり、<sup>(26)</sup>李白の家系についても古來異説が多く、或は隴西成紀の人といひ、或は山東の人とも稱せられてゐるその素性は明かでない。<sup>(27)</sup>

韓愈に至つては、舊唐書には「昌黎の人」と記してゐるが、唐書は「鄧州南陽の人」といひ、朱子は「河内南陽の人」と論じてゐるなど諸説紛々たる有様である。元來韓氏には潁川系と南陽・昌黎系と二派があり、元和姓纂も唐書宰相世系表も共に韓愈の家系を潁川派に屬せしめてゐる。朱子もこの點よりして昌黎説に疑を挟みその虚妄を次のやうに痛烈に衝いてゐる。

これに據れば則ち公は昌黎の韓とは派を異にせり。しかるに毎に以て自ら稱せしはまた曉るべからざる者あり。豈この時昌黎の族盛なるが故に隨ひて之を稱せしは、また所謂劉は悉く彭城より出づと言ひ、李は悉く隴西より出づと言ふが若き者にあらずや。<sup>(28)</sup>

この問題は近年に至り岑仲勉氏によつて略々解決をみたかの感がある。氏も固より昌黎説を排し、皇甫湜の撰になる愈の墓誌に「三月癸酉、河南の河陽に葬る」とある河南河陽を以て彼の本貫なりと断定している。

かゝる例は他にも存してをり、獨り韓愈のみが非難せらるべきではない。かの王縉が太原都の人と稱せられ、張九齡の先が范陽方城の人と傳へられているなどは何れも疑ふべきであると思はれる。<sup>(39)</sup>

(五)

次に爵號と郡望との關係について述べてみたい。日知録の昌黎の條(卷二一)の註において顧炎武は「唐宋の封爵は必ず本望を取れり」と論じその證左として元和姓纂の林寶の序文を抄録している。今林寶の原文についてこれを見るに、朝廷では元和壬辰の歲(八一二年)にいささか屯戍の勞に酬いんがために詔して邊將の封を加へられることなつた。時に朔方の別帥に天水の閻某なる者があり、太原に封ぜられた。ところが太原は彼の本郡ではなかつたから直ちにこの旨を上言に及んだ。そこで天子から宰相李吉甫に對してかゝる誤りは二度と犯すことなき様にとの御言葉があり、更にそのためには姓氏の學に通じた學者達に命じて氏族の源流を研究させると同時に郡望や子孫の職任なども調査して姓纂を作らしめ、封爵の際には必ずそれを參考する様にとの勅命を蒙つたので、林寶が銳意その任に當り漸くにして元和姓纂十卷を完成したものであるといふ。

元和姓纂の序文に見えていゝところが事實だとすれば原則的には爵號と郡望とは必ず一致していなければならぬことになる。今二三の實例を示せば次の如くである。

公、諱は申、字は維降、東海郷の人なり。…東海郡開國公に封ぜられ、邑二千戸を食む。<sup>(30)</sup>

公、諱は晟、其の先は河東の人なり、…河東縣開國子に封ぜられ邑五百戸を食む。<sup>(31)</sup>

夫人は潁川の陳氏にして陳宜都の后たり、…建中の初、府君の彭城の功を以て潁川縣君に封ぜらる。<sup>(32)</sup>

しかし乍ら唐代の爵號は本人の郡望と常に一致しているとは限らず、またたとひ外見上は一致せるが如くに見えていても、肝心の郡望自體が怪しいやうでは全くお話にならない。劉知幾は邑里篇において

こゝに近世に及ぶや其の言は偽り多く、碑頌に勅するところ、茅土の定名に至つては、虚しく他邦を引き、冒して己の邑となせり。乃ち袁を稱するものは則ち之を陳郡に飾り、杜を言ふものは則ち之を京邑に係け、卯金を姓とする者（劉氏）はみな彭と曰ひ、禾女（委氏）はみな鉅鹿と云ふが如し。

と當時の士族が好んで稱した郡望の遽かに信じ難いものあるを説いているのである。たしかに彼の言は人間心理の弱點を衝き當時の士人の虚妄と情偽とを抉剔して余すところがないが、それだからと言つて直ちに天下の士族の郡望を悉く否定し去る譯にはゆかないであらう。個々の場合について考察すれば疑はしいものも恐らく尠くはなからうけれども、すべてがすべて偽りであるとは限らず、中には真正正銘のものもあり得ることではあり、今日我々がそれを簡単に頭から否定して了うといふことは、何よりもそれが擔つている歴史性までも見失ふ結果になりはしないかと惧れるものである。

唐代にあれ程の盛行をみた士族の郡望について人若しこれを總括的に概観しようとするならば、廣韻によつて丹念に檢索するのも一つの方法であり、元和姓纂や唐書の宰相世系表を利用するのも一法であらう。しかしそれよりもつ

と簡便で且つ能率的な方法は敦煌發見の貞觀氏族志殘簡を活用することである。<sup>(33)</sup>北平圖書館の所藏にかゝるこの殘簡は、那波利貞博士の言はれる如く、どうも本文ではなくて目錄總説の部分らしく、本來は天下八十五郡の士族三百九十八姓を郡別に列記してあつた筈のものが、今日ではその末尾の部分が失はれてすべてで六十六郡百六十六姓を殘すのみである。<sup>(34)</sup>その上に本殘簡には誤字や訛字が數多く見受けられ研究を要する個所も尠くないけれども、かの太平寰宇記の諸處に散見せる姓氏の條の記載と共に士族の分布や郡望を研究せんとする者には絶好の資料を提供してくれている。

(七)

一體郡望を稱するといふ風習は何時、如何なる理由によつて起つたものであらうか。劉知幾はその發生を門閥主義の發達と關聯させて考へ、その起源を後漢に求めようとしている如くである。すなはち論じて曰く、

且つ世、高門を重んじ、人、寒族を輕んじてより、競ひて姓望出づるところの邑里を以て相矜る。仲遠の鄭玄を尋ねて先づ汝南の應劭と云へるがごとき、文學の曹操に對して自ら魯國の孔融と謂へる若きこれなり。

と。後世の士人が郡望を振り廻したのも門戸を誇らんがためであつたのを思へば、その起源においても恐らく同様の心理が作用していたと想像しても決して無理ではなからう。殊に門閥至上主義の時代にあつては、人々は競つてその出自を誇り、何れも由緒正しい家柄の出であることを標榜することにより世人の尊敬と信用とを博していたのである。わが國にも「何處の馬の骨ともわからぬ男」などといふ甚だ個人の人格を無視した言葉があるが、過去の社會に於ては、所謂氏素性なるものが極めて大きな意義と價值とを有していたのであつた。

郡望が使用されるに至つた第二の理由は同姓者間の系屬關係を明かにするにあつたと考へられる。桂林張氏家乘の卷十四居徙の條に

族蕃オホきときは則ち別つに地を以てす。趙氏は別れて天水・京兆・新安となり、崔氏は別れて清河・鄭州・博陵となるが如き類なり。

と見えているのは即ちこの意味に他ならない。中國には古來、王・李・張・劉などの姓を名乗るものが頗る多く、張氏はすべて十四望(35)、王氏に至つては二十一望とも二十四望とも言はれ、更に新舊併せると三十四望ありとさへ稱せられていて、單に姓名を述べたのみではどの系統に屬するものやら容易に知り難いといふ不便を免れないので、いつしか各自が太原の王某とか瑯琊の王某とかいふ風に本貫をも名乗る風習が発生するに至つたものと想像される(36)。

章學誠に従へば郡望はもと修辭上の技巧より起り、後それが一般化したものであるとみている(37)。面白い意見だとは思ふが果してどこまで信憑し得るかは筆者には判りかねる。また總晉以後における郡望の盛行を、例の九品中正制度との關聯において考察し説明しようとする見解も存してをり、甚だ傾聽すべきものゝ如くに考へるのであるが、筆者自身のことこれに關する研究がなほ不充分なためにしばらく批判を差控えて置きたい(38)。

唐代に頗る盛行をみた郡望使用の風習も五代を経て宋に入ると急激に衰へ、それに代つて専ら現住地主義的傾向が顯著になつてきている。宋史以後になると盧氏にしても崔氏にしても最早郡望によつてこれを范陽の人だとか博陵の人だとか記した例は見當らなくなる。

民國十年の重修の桂林張氏家乘の凡例をみるに

唐代士人の郡望について (竹田龍兒)

舊清河家乘と名づけありしが今よりは桂林張氏家乘と稱せんとす。清河は義を郡望に取り、桂林は定著の地に據るなり。范陽家志・瑯琊世系は舊名例なり。北地傅氏譜・河南劉氏傳は今の名例なり。劉知幾の史通邑里篇に曰く、袁を稱するものは則ち之を陳郡に隸せしめ、杜を言ふものは之を京邑に係け、卯金を姓とする者はみな彭城と曰ひ、禾女を氏とする者はみな鉅鹿と云ふと。舊體を非となすなり、故に後例に従う。

とあつて、族譜の標題などには最近に至るまで郡望を使用していた例もないではないが、それらは寧ろ異例に屬するともみるべきである。

郡望の使用が遽かに衰へたのは世族の社會的地位の没落と密接に關係している。安史の亂後の社會は軍閥の跋扈に惱み、打續く騷亂に世相は急激な變貌を示し、舊きものは亡んで新しき時代のまさに到來せんとする胎動が感ぜられつゝあつた。唐書の高儉傳の贊によれば

中葉に至り、風教又薄れ、譜録はすべて廢れ、公には常産の拘なく、士は舊德の傳を亡ひ、李は悉く隴西より出づと言ひ、劉は悉く彭城より出づと言ふ。悠々たる世祚、訖に考按すべきなく、冠冕と皂隸と混じて一區となる。太息すべきかな。

とあつて、中唐以後の社會における一つの著しい現象として士庶の混淆と、それに伴ふ自稱士族の横行とを指摘している。自稱士族が盛んに横行して最早眞偽を辨することが殆んど不可能になれば、郡望なんか振り廻してみたところで誰も信用しないであらうし、さうなれば自然郡望の使用も衰頽に向うより他はなかつたであらう。

唐末五代の紛亂に戸口の流亡は甚しく、嘗て家門を誇つていた舊門世族も多くはこの際に系譜を失つてその世系を詳



かにするを得なくなつたと稱せられている。しかし乍らこの際における譜牒の喪失は必ずしも不可抗力によるものではなく、寧ろ積極的にこれを保存しようとする意欲に缺けていたためでもあつたらしい。歐陽修は「近世の士大夫は、氏族に於いて尤も其の遷徙を明かにせず」<sup>(40)</sup>とも、又「近世に至りて遷徙常ならざれば、則ち其の姓を得たるの因と夫の祖宗の世次と人倫の記とは尤も以て考へざるべからず」<sup>(41)</sup>ともいひ、譜牒の喪失については

前世、常に喪亂多かりしを、しかも士大夫の世譜は未だ嘗て絶えざりき。五代より今に迄<sup>イ</sup>りて家々之を亡ひしは、士自ら禮せず、俗之を苟簡にするの然らしむるに由るなり。人々をして自ら其の家に求めしむと雖も猶ほ得べからざるがごとし。<sup>(42)</sup>

と記している、これを唐書高儉傳の贊に

晋の播遷に遭ひ、胡醜華を亂り、百宗蕩析し、士は墳墓を去るも、子孫は系録を挾みて以て承くる所を示せり、とあるのと對比するならば兩者の間に見られる時勢の差異は自ら明かなるものがあらう。

時勢の推移について語るとなると、當然それを惹起した動因に關しても言及しなくてはならないであらう。唐代に既に施行をみ、宋代に入つて後一段と整備確立されたところの所謂科舉制度こそは新しい時代の展開を促した一つの有力な因子であつたと見るべきである。隋代に創始されたと稱せられるこの國家試験制度は元來門閥主義の打破と人材の公正且つ自由なる登用を目指したものであつた。この目的は早くも唐代において或る程度達成せられ、ついで宋代に及ぶや殆んど完全な實現をみた。

官界への門戸が大きく開かれて眞に實力あるものが舉用される時代ともなれば、空虚な門地などは全く恃むに足らな

いものとなり、郡望の如きもその使用價值が減少するに至るのは蓋し必然の勢であつた。困學紀聞にはこれに關して次の如く記している。

(陳) 止齊曰く、國初科擧を以て偏方の士を誘致して之る中都に聚む。是に由りて家は譜牒を尙ばず、身は郷貫を重んぜずなりぬと。<sup>(45)</sup>

内藤湖南博士は德宗の建中元年に揚炎の建議に基いて施された例の兩税法が唐の貴族故治を崩壞に導いたものなるを論じ、更に主戸客戸の別を廢してすべて現住地主義によつて課税した兩税法の下においては郡望などは輕視され無視される結果となるのを免れなかつたと説いてをられる。<sup>(44)</sup> すでに述べた如く唐代の士族の多くは可成り以前から故郷を離れて兩京その他に居住していたが、それが兩税法の實施によつて改めてその土地の人であることを確認させられることゝなつた譯であり、従つてそれが當時の人々の意識の上にも可成りの影響を及ぼしたであらうことは充分想像出來ると思ふ。

さて次に唐人の撰にかゝる碑誌行狀等に記すところと兩唐書の傳の記載とを比較對照するによつてこれら三者の間に如何なる異同が見出されるかを考察してみたい。

人名	墓誌	行狀	舊唐書	唐書	註
李密	隴西成紀人		本遼東襄平人…當代徙爲京兆長安人	其先遼東襄平人…父寬…遂家長安	45
裴行儉	河東聞喜人		絳州聞喜人	絳州聞喜人	46

徐堅	東海剡人	湖州長城人	湖州長城人世客馮翊	47
崔景暉	清河東武城人	清河武城人	貝州武城人	48
韋嗣立	京兆杜陵人	鄭州陽武人；其先自京兆南徙于襄陽	其先出雍州杜陵後客襄陽更徙爲鄭州陽武人	49
張說	范陽方城人	其先范陽人代居河東近又徙家河南立洛陽	其先自范陽徙河南更爲洛陽人	50
韓洄	其先潁川人	京兆長安人	京兆長安人	51
韓弘	其先有自潁川徙陽夏者、其地於今爲陳之太康	潁川人世居滑之匡城	滑州匡城人	52
盧坦	涿郡范陽人	河南洛陽人其先自范陽徙焉	河南洛陽人	53
崔玄亮	博陵人	山東磁州人	磁州昭義人	54
探德輿	楚滅徙秦而居天水略陽	隴西成紀人而家于鄭州代爲冠族	秦州略陽人徙潤州丹徒	55
劉禹錫	中山劉夢得禹錫	彭城人	自言系出中山	56
韓愈	昌黎某人	昌黎人	鄧州南陽人	57

右に掲げた僅か十數個の事例だけについてみても、唐代の碑誌類では郡望の使用が壓倒的であり、それに對して舊唐書では舊望と新望とがちゃんぽんに用ひられてをり、唐書においては新望は固より、舊望もすべて當時の州縣名に改められているのが直ちに看取せられたに相違ない。言ふまでもなく舊唐書の出來たのは後晉の出帝の開運二年(九四五年)のことであり、唐書の成つたのは北宋の仁宗の嘉祐五年(一〇五九年)であるから、その間に約一世紀の距りが存している。これらの時代の差が右の表の上にも歴然と反映しているのはまことに興味ある事實と言はねばならない。

(七)

最後に、多少順序を顛倒した感がないでもないが、今迄屢々用ひ來つた郡望なる語の意義についていさゝか卑見を開陳して識者の批判と示教とを得たいと切望するものである。

試みに手許にある辭書類を引いてみたところわづかに辭源に次の如き説明が存するのを見出し得たに止まる。

每郡中に各々貴顯の氏族あり、之を郡望と謂ふ。一郡の仰望する所なるを言ふなり。清河の張・太原の王らの如き是なり。

これで一應郡望なる語の語源とその一般的な用法は説明されていとも言ひ得るであらう。しかし、これだけでは固より不充分たるを免れないので改めて「望」といふ語の意義を探つてみることにした。ところがこの語に關しては今度は辭海に「門族の稱なり」とあるのを檢出し得たに過ぎず、結局納得のゆく説明は與へられなかつた。そこで語義の穿鑿は後廻しにして次にこの語の用語例を搜してみようと試みた。だが残念ながら唐以前の用語例は短時日のうちには終

に發見出來なかつた。しかし丹念に史料を検索すれば恐らく必ず見出し得るに相違ないと思はれる。といふのは仁井田陞博士や宮川尙志學士は魏晉南北朝時代の地方の著姓名族を稱するにこの語を用ひてをられるばかりでなく、宮川學士の如きはそれが當時に於ける稱呼であることを明言してをられるからである。<sup>58)</sup>

思ふに郡望なる語の原義は辭源にも「一郡の仰望するところなるを言ふ」と説明している如く、一郡中の屈指の名望家即ち「郡の望族」の義であつたと推察される。かの三國志魏志の董遇傳の注に見えている天水郡の四姓（姜・閻・任・趙）の如きはその代表的な例と見做し得るであらう。<sup>59)</sup> 今日では佚書になつてゐるが、李林甫らが天寶八年に編纂したと傳へられる「天下郡望氏族譜」一卷も、その題名から推測するに、やはり全国各地の代表的名族大姓を各郡別に列記したものではなかつたと考へる。<sup>60)</sup>

同じく唐代の編纂物である「元和姓纂」の林寶の序文中にもこの語が見えていることは既に述べたが、この場合における用法は「郡の望族」といふ意味のそれとは明かに異なるものがあり、章學誠の文史通義卷四や錢大昕の十駕齋養新錄卷一四など主として後世の文献に屢々見出されるところと一致してゐる。<sup>61)</sup> 内藤湖南博士の中國近世史をみると「郡望」をあつさりと「原籍」といふ語で置き換えて説明してをられるけれども、それだけではいさゝか簡に過ぎる憾みなしとしない。<sup>62)</sup> 史通では郡望といふ語は使用されないで「姓望出づる所の邑里」といふ表現を用ひてゐる。郡望といふ語には單に原籍地といふ意味以外に「祖先發祥の地」とか「一族の本來の根據地」とか言つた風な一族にとつての由縁の地であることを物語る様な一種のニュアンスが感ぜられるのである。だがしかしこの語を邦譯するとなれば結局は「昔の原籍地」とでもいふより他はないかも知れない。

要するに郡望なる語は、元來は郡中の望族を意味し、ついで轉じて彼ら望族達のそも／＼の本據でありまた本貫でもあつた地を稱するに至つたものと思はれる。しかも郡が單位となつてゐるのは、岡崎文夫博士の高説の如く、秦漢以來の最大の行政區劃たる郡が地理上においてもまた民俗の上においても夫々特色ある地域社會を構成していたばかりでなく、地方豪族の勢力圏とも一致し、豪族分布の單位地域でもあつたからである。<sup>(63)</sup>

左に「望」なる語の用例若干を示してその意義について考へてみたい。先づ隋書經籍志に次の如き記事が見えてゐる。

周の太祖關に入るに及び諸姓子孫の功ある者は並びに其の宗の長たらしめ、仍つて譜録を撰して承くる所を記せしめ。又關内諸州を以て其の本望となさしむ。<sup>(64)</sup>

こゝにいふ本望とは本來の貫籍即ち「本貫」の義であつて、北周の宇文泰が彼に隨つて西遷した有功漢將の「郡望」までも強制的に山東から關内に移した事實を指してゐる。<sup>(65)</sup>

唐書の元結傳を讀むと

自ら釋きて曰く、河南は元氏の望なり、結は元子の名なり、次山は結の字たり。世業は國史に載せ、世系は家牒に在り。<sup>(66)</sup>

と見え、また元稹の贈左散騎常侍裴公墓誌にも

河南聞喜は其の望なり。<sup>(67)</sup>

とある他、同様の例は太平廣記にも存してゐる。次に掲げるのが即ちそれである。

卒せし日は果して四月八日なりき。後まさに悟る范陽は即ち盧氏の望なりしことを<sup>68)</sup>これらの諸例から判断するに、「望」なる語には元來「本貫」といふべき程の意義が備つていと認められるだらうか。筆者のそれに對する答へは寧ろ否定的で、右の諸例で見た「望」なる語は恐らくは「郡望」の約語ではなからうかと考へている。

唐の張文成の作と傳へられる遊仙窟の中にも類似の用例が見えている。主人公たる張郎と崔十娘とが初對面の名乗りを擧げる件りの一節を原文のまゝこゝに引用してみよう。

僕因問曰、主人姓望何處、夫主何在。

十娘答曰、兒是清河崔公之末孫、適弘農楊府君之長子。…不知上客從何而至。

僕斂容而答曰、下官望屬南陽、住居西鄂。

岩波文庫本では最後の條を「下官は南陽に望屬せられて西鄂に居住し」と讀み下しているが、何もわざわざ「望屬せられ」と受身に讀む必要はなく、「下官の望は南陽に屬し」で充分意味は通ずるやうに思ふ。ところでわが國に傳つてゐる遊仙窟にはいつの頃如何なる人の手になつたものであるかを詳かにしないけれども、脚註が施されており、此處の箇所に對しては

望は門望なり、太原の王・隴西の李のごとし。姓は是れ人の姓。望は姓の出づる處なり。といふ可成り要領のいゝ説明が與へられている。しかしながらこの「望」なる語に果して本來かゝる意義乃至は屬性が含まれてゐるかどうか、この點に關して専門家の示教を得ることが出来れば甚だ幸である。

この語は近世の族譜類においても時々見受け、通常は「程氏の望は廣平より出づ<sup>(71)</sup>」だの、「甬上の吳氏の望は延陵より出づ<sup>(72)</sup>」だのといふ風に用ひられているが、それ以外には「程氏は絳よりこゝに徙りて望を立つ」といふ珍らしい用例も見出される。この「立望」なる熟語は普通一般に用ひられている「占籍」とか「立籍」とかいふ言葉と同意義で、新たにそこを本籍地とすることを意味する如くである。

(八)

要之、我々は唐代の士人の生涯を記述せる文章を読む毎に必ず「某は某地の人なり」といふ記事に遭遇するのを例とする。しかもそれが同一人又はその直接の兒孫に關するものであり乍ら、作者の時代が異なる場合には、その間に著しい差異が見出されることが尠くない。そこで一體その差異は何に基因しているかを考へてみようとしたのが拙文のそもそもの目的である。所期の目的が達せられているかどうかは同學諸賢の批判に俟つより他はないが、唐代における郡望盛行の事實だけは尠くともこれによつて傳へ得たと考へる。

註1 顧亭林文集卷五。田中萃一郎史學論文集「義莊の研究」二〇一頁參照。

2 史姓韻編卷四。

3 曲江集卷一二。文苑英華卷八八四。

4 權載之文集卷一八。文苑英華卷九二四。

5 晉書卷七五。彼ら北來の漢人が江南の戶籍に編附されることを欲しなかつたのは他に經濟的な理由もあつたのである。それについては岡崎文夫博士の支那古代・南北朝社會史(白楊社・支那社會史のうち)七八頁を參照されたい。

6 桑原隲藏「晋室の南渡と南方の開發」東洋史說苑所收。



- 増村宏「黄白籍の新研究」東洋史研究二卷四號。  
 守屋美都雄「南人と北人」東亞論叢第六輯。  
 7 全唐文 卷三六八。  
 8 通鑑卷一九五、貞觀十二年正月の條。  
 9 岡崎文夫・佐々久共著、支那の政治と民族の歴史一〇二頁。  
 10 通典卷一七選舉典、雜論議中。  
 11 白香山集卷六一。  
 12 唐故魏州刺史贈禮部尙書崔公墓誌銘並序  
 韓昌黎集卷二〇及び唐宋八家文上卷。  
 13 魏州司戶韓府君墓誌銘（韓昌黎集卷三五）に次の如く見えている。  
 初君樂<sub>二</sub>魏之土田山水、求<sub>レ</sub>掾<sub>二</sub>其州<sub>一</sub>、去<sub>レ</sub>官猶家<sub>レ</sub>之  
 14 唐上騎都尉高君神道碑 楊盈川集卷八及び文苑英華卷九一〇。  
 15 唐昭武校尉曹君神道碑、同右。  
 その他にも張九齡の贈涇州刺史牛公神道碑 文苑英華卷九二二。  
 牛僧儒の昭義軍節度使辛公神道碑 同右 卷九一五。  
 などがある。  
 16 通典 卷一七。  
 17 梁庸、「常州刺史獨孤公行狀」文苑英華卷九七二。  
 18 韓愈、崔評事墓銘 韓昌黎集卷二四。  
 19 權德輿、郴州刺史李君墓誌銘、權載之文集卷二六。  
 20 舊唐書卷八一。

唐代士人の郡望について（竹田龍兒）

- 21 唐書卷一〇五。
- 22 太平廣記卷一七九、貢舉二。
- 23 同書卷一二七、報應。
- 24 韓昌黎集卷四に孟東野失子と題する古詩があり、その序に東野連產三子、不數日輒失之、幾老念無後以悲、其友人昌黎韓愈懼其傷也と自ら書しているのがその一例である。
- 25 太平廣記 卷一八四 氏族。
- 26 陳寅恪 李太白氏族之疑問 清華學報十卷一期。  
// 唐代政治史述論稿、上篇。
- 27 李陽の冰草堂集序及び范傳正の翰林學士李公新墓碑は隴西說。  
杜甫の「蘇端薛復筵簡薛華醉歌」と元微之の「杜工部墓誌銘」とには山東の李白とある。
- 28 舊唐書卷一六〇、唐書、卷一七六。  
朱子校昌黎先生集傳(國學基本叢書本韓昌黎集下卷、八)  
岑仲勉「唐集質疑」歴史語言研究所集刊第九本五四―五七頁。
- 29 唐書卷一四五 王縉傳。  
徐浩の唐尙書右丞中書令張公神道碑、全唐文卷四四〇。
- 30 李翱の檢校禮部尙書東海公徐申行狀 文苑英華卷九七六。
- 31 沈亞之の左金吾大將柳晟行狀 同右 九七七。
- 32 白居易の襄州別駕白府君事狀 同右 九七六。
- 33 仁井田陞博士 支那身分法史二一六―二一九頁。
- 34 那波利貞博士 支那社會史(白楊社刊)一二八―一三四頁。
- 35 廣韻。錢大昕の十駕齋養新錄卷十二、郡望の條。

- 36 廣韻には二十一望を擧げ、古今姓氏辨證は二十四望を數へてをり、また續谿廟子山王氏譜によれば三十四望を記している。
- 37 文史通義卷四繁稱の條。
- 38 唐書卷九五。
- 39 與曾鞏論氏族書 歐陽文忠公集卷四七。
- 40 崇文總目敘釋 同右 卷一四。
- 41 與王深甫論世譜帖 同右 卷一九。
- 32 拙稿唐代選舉の一側面、史學第二〇卷二號参照されたい。
- 43 困學紀聞卷一五。
- 44 内藤虎次郎著中國近世史三一頁。
- 45 舊唐書卷五三、唐書卷八四、(以下舊五三新八四といふ風に略す)
- 魏徵の邢國公李密墓誌 文苑英華卷九四八。
- 46 舊八四、新一〇八、張説の贈太尉裴行儉神道碑 英華八八三。
- 47 舊一九〇の徐聘傳、新一九九。李華の慶王府司馬徐堅碑 英華九〇三。
- 48 舊一〇八の崔圓傳、新一四〇、(李華の贈太子少保崔公碑 英華九〇〇。太子少師崔景暉墓誌 英華九四〇。)
- 49 舊八八、新一一六、張説の中書令道遙公韋嗣立墓誌 英華九三六。
- 50 舊九七、新一二五、張九齡の尙書左丞張説墓誌 英華九三六。
- 51 舊九八、韓休傳、新一二六、權德輿の國子祭酒韓洄行狀 英華九七三。
- 52 舊一五六、新一五八の司徒兼侍中書令贈太尉許國公神道碑銘 韓昌黎集卷三二。
- 53 舊一五三、新一五九、劍南東州節度副大使：贈禮部尙書盧公神道碑 權載之文集一三。
- 54 舊一六五、新一六四、唐故魏州刺史贈禮部尙書崔公墓誌銘并序 白香山集六一。

唐代士人の郡望について (竹田龍兒)

55 舊一四八、新一六五、唐故相權公墓碑 韓昌黎集卷三〇。

56 舊一六〇、新一六八、柳子厚墓誌銘、韓昌黎集三二

57 舊一六〇、新一七六、李翔の尙書吏部侍郎韓愈行狀 文苑英華九七六。

58 仁井田陞博士の支那身分法史、二一二頁には「即ち後漢の中頃以來、所謂郡の豪族・著姓・名族又は大姓と稱せられる郡望の社會的地位が抬頭した」と見えてをり、宮川尙志氏の六朝宗敎史にも「名族・姓族・郡望・著姓など様々に呼ばれる六朝門閥の社會力……」(一九頁)と見えてをり、中國史學入門中には「三國兩晉の混亂期にかゝる官僚地主の家族が解體した國家權力の分散に代りその社會統制的機能を擴張し、相互の通婚、官職斡旋、貴族的社交、當時の用語によれば婚宦友により横斷的に勢力を結集し、上は君主權を制肘し、下は人民を隸屬し私有化した。當時の語により、彼等を郡望と稱しよう、(一一〇—一二頁)と述べている。

59 三國志卷一三、王郎傳附董遇傳注。

60 陳振孫の直齋書錄解題卷八譜牒類の條に

天下郡望氏族譜 一卷

唐李林甫等天寶八年所纂並附五音於後

と見えている。玉海卷五〇にも本書に關する記載があり、それには「記郡望出處凡三百九十八姓、天寶中頒下、非譜裔相承者不許昏姻」といふ説明が附せられている。本書は恐らくは鄭樵の通志略(卷一九、藝文略第四)に「天下姓望郡譜一卷」と見えているものと同様なものではなかつたかと思ふ。

61 文史通義卷四繫稱。卷六和州志氏族表序例、中。

十駕齊養新錄 卷一三 郡望。

中國近世史 三一頁。

62 守屋美都雄氏は「太原王氏の系譜的研究」と題する東洋史談話會の講演においてかゝる意見を述べられたことがあつた。

63 晉書の劉毅傳には「今一國之士多者千數、或流徙異邦、或取給殊方、面猫不識、況盡其才力」とあり、衛瓘傳にも「臣等以爲

宜皆蕩除末法、一擬古制、以土斷定自公卿以下、皆以所居然正、無復懸客遠屬異土者」云々と見えている。これらを總合すれば、當時中正は實際にその管内に在住するもの以外に、戸籍だけその管内に存するものもやはり管内の人として品状することになつていたやうに認められる。さうだとすると、本貫を離れて他郷にをる人々は常に自己の存在を明かならしめる必要から、その本貫(郡望)を稱していたであらうことは想像出来なくもない。

64 隋書卷三三、經籍志、譜系篇序。

65 陳寅恪氏の近著「唐代政治史述論稿」(十一頁)に次の如く見えている。

66 「其改易隨賀拔岳等西遷有功漢將之山東郡望爲關內郡望」

唐書卷一四三元結傳。

67 元氏長慶集卷五五。

68 太平廣記卷一五〇。

69 漆山又四郎譯註 遊仙窟(岩波文庫)二四頁。

70 大程村程氏支譜、程氏世譜序。

71 甬上雷公橋吳氏家譜の序。

72 大程村程氏支譜、遷居郡地の條。

73 立籍―陳氏族譜(道光辛卯重修)族譜分支說。

落籍―白沙陳氏支譜(宣統元年)源流考。

入籍―陳氏族譜(道光癸巳續修)重修族譜序。

〔補遺〕李肇の國史補に「楊氏自楊震。號爲關西孔子。葬于潼亭。至今七百年。子孫猶在闕鄉故宅。天下一家而已」とあるのを思ひ出したのでここに追記して置く。